

今月のコンテンツ

- 新たな制度や助成金がスタートします！
- マイナンバー対応実務
- マイナンバー関連の法令・ガイドライン
- セミナー報告&実践型リーダーシップ研修
- 東京オフィス便り
- ビジストスタッフの非日常…細谷・平井

新たな制度や助成金がスタートします！

12月から始まるストレスチェック制度！



いよいよ12月から従業員へのストレスチェックが義務付けられます。ご存知の通り「事業場」でみた場合の労働者数50人以上についてのみ義務であり、50人未満については当分の間努力義務です。

ストレスチェックを行う場合の費用や、その後従業員が希望した場合に実施する医師の面接指導にかかる費用は、会社が負担しなければなりません。ストレスチェックや医師の面接指導の時間に対する賃金の支払いについては、定期健康診断と同じく会社の義務とまでは規定されておらず、「労使で協議して決めること」となっています。このように、実施については定期健康診断の規定と似ているのですが、大きく異なる点があります。それは、定期健康診断は、会社が指定した医師による健康診断を希望しない場合、従業員が自ら受けた健康診断の結果を提出することで、定期健康診断を受けたことになるのに対し、ストレスチェックは会社が指定した実施者が実施したストレスチェックを受けることが必要とされています。そのため、従業員が会社の実施者を希望せず、自分の主治医などに依頼して実施したストレスチェックの結果を提出することで法律に規定されたストレスチェックに代える、ということは出来ません。

ストレスチェックは会社の実施義務があるものの、従業員には受検義務はありません。そのため、従業員はチェックの拒否が可能です。会社としては、この制度が何のためにあるのか、従業員の健康を保つこと、安全を確保するため、ということをよく説明し、理解してもらう努力が必要になりますね。

編集こぼれ話

11月に入ると、グッと気温も下がり、オフィスの窓から見える街路樹も色づいてまいります。そして、クリスマスイルミネーションが点灯し始めれば「今年一年も終わりに近づいているんだな」と時間の流れの早さを感じます。

さて、巻頭ページでは新しい制度と補助金についてご紹介いたしました。ストレスチェック制度も、女性活躍推進法と助成金も、働く人と企業のより良い関係づくりに是非お役立ていただきたいと思

女性活躍推進法の制定と助成金！

「女性をもっと活用しよう!」「女性の管理職を増やそう!」社会で女性がより活躍できるよう国も動き始めています。そこで制定された「女性活躍推進法」によって、労働者数301人以上の大企業に対し、女性が活躍できる職場環境を整備するための行動計画を策定することが義務づけられました。該当する企業は、平成28年4月1日までに行動計画を策定して都道府県労働局へ届出しなければなりません。この行動計画には、計画期間、数値目標、取組み内容、取組みの実施時期などを盛り込む必要があります。この内容は、従業員への周知はもちろん、外部に向けて公表することも求められています。実行できる計画にするためにも、事前の調査なども実施しなければならないでしょうから、早めに取り掛かっておく必要がありそうですね。

また、この法律の成立にあわせて「女性活躍加速化助成金」が新設されました。この助成金は、労働者数300人以下の中小企業が企業と同様の取組みを行い、実際に行動計画に定める取組みを実施した場合等に30万円が支給されるものと、大企業・中小企業に関わらず、行動計画に定める取組みを実施し、かつ数値目標を達成した場合に30万円が支給されるものとがあります。申請を

希望する場合には、行動計画の策定等を事前に行う必要があるため、助成金窓口で早めに相談しておきましょう!



ます。そして、ビジストでは新制度導入時の様々な対策のサポートをさせていただき体制が整っております。ご不安なことがありましたら是非ビジストまでご連絡下さい。又、よりタイムリーな情報をテーマに「定期セミナー」で、ご提供しております。同封しておりますご案内とともに、誌面(セミナー報告)にてビジストの取り組みをご紹介しております。併せてご覧くださいませ。文末になりましたが、今月より編集こぼれ話を担当いたします、業務グループの西村です。ビジスト News 同様、宜しく願い致します。(ニシムラ)

マイナンバー対応実務

大西 美佳

■そろそろ年末調整の準備を始める時期となりました。

年末調整では、来年(平成28年)分の扶養控除等(異動)申告書を配布・回収する会社も多くあるかと思いますが、その際にマイナンバーの記入を従業員にしてもらうか否か迷うところです。

特に来年より様式が新しくなっているので、社員さんが困らないように、マイナンバーを記入する場合にも、記入をしない場合にもあらかじめ注意喚起を行っておいたほうがよいですね。



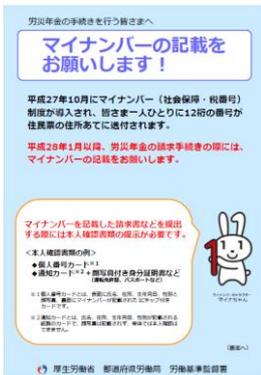
扶養控除等(異動)申告書にマイナンバーを記載してもらうためのサンプル文書(A4 1枚) 簡単なものですが、顧問先様で、必要な方は、大西までお声がけください。

上記のサンプル文書をさしあげます♪

■本人交付用の源泉徴収票へのマイナンバー記載は不要に

10/2 所得税法施行規則の改正が行われ、H28.1以降も本人に交付する源泉徴収票へのマイナンバー記載は行わないこととされました。ただし、税務署に提出する源泉徴収票には、マイナンバーの記載は必要ですので、ご注意ください。

■来年28年1月からマイナンバーの記載が必要となる労災保険の手続きについて



障害、遺族年金関係の手続きにはマイナンバーの記載が必要になります。

これにより、手続き時に添付する住民票の写しの省略

厚生年金等の支給額がわかる書類の添付省略、受給者の死亡証明の添付省略

などにより、手続きが簡素化されることは、私たちにとっても、メリットありますね。

具体的には、以下の申請書類です。

- ・障害補償給付支給請求書(様式10号)
- ・遺族補償年金支給請求書(様式12号)
- ・遺族補償年金、遺族年金転給等請求書(様式13号)
- ・傷病の状態等に関する届(様式16号の2)
- ・障害給付支給請求書(様式16号の7)
- ・遺族年金支給請求書(様式16号の8)
- ・年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名、年金の払渡金融機関等変更届(様式19号)

マイナンバーがらみの実務対応、まだまだ続きます。

新しい情報について、今後ニュースでもお伝えしていきます。

☆手続きを受託している会社様には順次マイナンバー受領の方法や、契約の追加事項など、個別にお知らせしておりますので、ヨロシクお願いいたします。

マイナンバー関連の法令・ガイドライン

荒井 純一

■いよいよ、先月からマイナンバー(個人番号)の配布が始まりました。皆様の自宅にも“通知カード”が既に届いた方もいらっしゃるかと思います。皆様の会社ではマイナンバーを取り扱うための準備は進んでいますか?

マイナンバーの取り扱いについて会社が参照すべき法令・ガイドライン等を再度ご紹介します。

(1) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日公布。内閣府)

平成25年5月に公布された所謂“マイナンバー法”です。マイナンバー制度に関する基本的な枠組みを制定したもので、一般の企業の皆さんは目を通しておく程度の参照で構いません。

(2) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編) (平成27年10月9日改正。特定個人情報保護委員会)

民間企業がマイナンバー(特定個人情報)を取り扱う場合のルールが規定されています。

マイナンバーの取り扱い場面を、取得～利用(委託)～(移送・送信)～保管～廃棄に分類し、それぞれの場面での取り扱いルールが要求されています。

このルールに違反すると特定個人情報保護委員会から罰則が科される恐れがあります。

弊社では、8月に認定されたPマーク取得時に導入した

「個人情報保護マネジメントシステム(PMS)」を運用することで、(2)のガイドラインへの対応を実行しています。

今回のPマーク取得の目的は、個人情報の取扱いに関するマネジメントサイクルを遵守することで、お客様から預かった個人情報を適切に管理することと、同時に社員の意識付けのためにあります。

今後の継続的な運用により、マイナンバーを含む個人情報の保護に万全を期す所存です。

10月セミナー報告 & 実践型リーダーシップ研修報告

【セミナー報告】

尾崎 貴子

10月13日(火)に、第6回労務改善定期セミナー「パートタイム労働者の雇用管理と行政指導の実施状況」を開催いたしました。

パートタイム労働法改正となった背景には、平成19年度のパートタイム労働法の大改正が行われた後も、依然としてパートタイム労働者の方々からの不満や不安が少なくないと言ったことがあります。

〈平成23年度パートタイム労働者総合実態調査〉

現在の会社や仕事に対する不満・不安がある**54.9%**

不平不満の内容は⇒ 賃金が安い**49.6%**、仕事が**きつい26.1%**

有給がとりにくい**26%**、雇用が不安定**20.6%**



パートタイム労働法の主要な改正点は以下となります。

- ① 公正な待遇の確保
- ② 納得性を高めるための措置
- ③ パートタイム労働法の実効性の確保

待遇に関する原則が新設され、すべてのパートタイム労働者に対して「不合理」といた待遇があってはならないとしています。

納得性を高める措置として、雇入れ時の説明義務が課されたことや、相談体制の整備の義務化が図られました。

上記③のパートタイム労働法の実効性の確保としては、パートタイム労働法に違反した場合は行政罰が適用される場合があります。公表制度の新設、過料の新設と言ったこともありますので、パートタイム労働者の方々の雇用管理について、一度ご検討ください。

【リーダーシップ研修のご報告】

9月より実践型リーダーシップ研修第4期が始まりました。

9名の受講者の皆さまは大変熱心に、かつ楽しそうに受講いただいております!

「今までは、部下の話を聴けてなかったですね・・・」

「ほめることについて、そんな視点では見てなかったです・・・」

と言ったお声をいただきます。

新たな気づきから、ご自身の仕事場等においても真剣に実践に取り組まれる受講生の方々に助けていただきつつ、一緒に楽しく研修は進んでいます。

実践型リーダーシップ研修 第4期

目指すは、現場で活躍するリーダーの育成

対象：管理職、次期管理職、リーダー、リーダー候補者

第4期 研修期間 定員 10名 / 受講料 10万円



また、10月から実践型リーダーシップ研修受講を終えられた方々を対象にステップアップ研修が始まりました。研修が終わってから1年過ぎた方々が、継続して現場でのコミュニケーションスキルを実践いただき、部下の育成等に役立てていただいているお話を伺い、感激と感謝でいっぱいです! (^o^) ありがとうございます! すばらしいです!

連休は福島へ ～東京オフィス便り～

磯部 和代

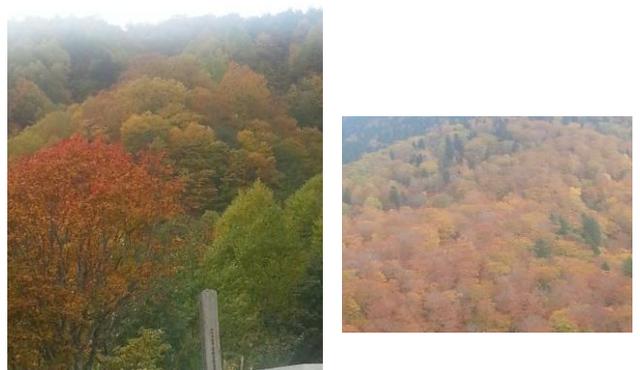
連休に福島県に行って参りました。福島は4年前に行ったきりで震災後は足が遠のいており、久しぶりの訪問でした。飯坂温泉という東北自動車道でおいてすぐの温泉に以前も行ったのでそこで宿泊しました。



温泉が以前と様変わりしており、新しくなっていました。以前の温泉も気に入っていたのですが、今度の温泉は前よりこじんまりしており、しかも日帰り入浴施設としても営業しているため、宿泊客としては混雑するのではないかと思いました。思ったより、混雑はしていませんでしたが、たまたまこの温泉に通っているという地元の方と話す機会がありました。実は、震災で温泉がつぶれて再建したとのこと、日帰り入浴施設として再建し、プuffスタイルランチや温泉のパスポートのようなサービスを打ち出し起死回生したということを知りました。なるほどと思いつつも、少し複雑な気持ちでした。

翌日は、猪苗代湖方面を山を通りドライブしました。山は下の方は少し色づき始めておりましたが、山頂付近はほんわりとやわらかな褐色が見え始めとても気持ちがよかったです。道端で桃を売っている店があり珍しいので購入してみました。季節外れの桃はまずいということがわかりました。また、あけびという果物のような紫色のものがあっており、幼少時代に父がやはり山から持ってきてくれたのを思い出して買ってみました。これは種ばかりで食べるところが無く、昔はどうやってこれを食べたのかと不思議に思いました。

最近、時間を作って近所の温泉に行くようにしており、休みの日は思い切りフレッシュしたいと思っています。



ビジスタッフの**非**日常！

食の秋のおとも！

細谷 明子

いよいよ秋本番私にとっては何といっても食欲の秋です！
美味しい食には美味しいお酒が付きものですね～！長らく日本酒を嗜んできた私ですが、先月退職した森本がワインに詳しくなりましたこと、私の友人にもワイン通がいること、新たに知り合った女性がワインバーを経営していることもあって、急にワイン道に突き進みはじめました！日本酒よりもワインの方がアルコール度数が低めなので、結構飲んでも翌日に持ち越さないという点も気に入っています（笑）最近では便利なもので、facebook で色々な情報が流れてきます。たまたまこんな見出しに目が留まりました。

“昨年大好評だった阪神大ワイン祭前夜祭！今年も開催決定！”
なにに～ワインの前夜祭ってステキな響き！これは行かねばと即決。いつもの食べ歩き仲間に連絡です。san3 会（ホソヤがやっている食べ歩きの会）の良さは、とにかくフットワークが軽いこと！すぐに、いいね！いけるよ！ということになりました。このイベントは、阪神百貨店で開催されている阪神大ワイン祭という催し物の開始日前夜、一夜限り 150 名限定で開催されるものです。



ワインマンガとして有名な、「神の雫」に登場したワインや、専門家お薦めのワインなど約 100 銘柄が試飲できるのです。さらに、ワインに合う珍味なども登場するのです！

なんとステキな前夜祭でしょう！もちろん無料じゃないですよ！1人 5,000 円もします！

結構高いな～と思いますが、150 名限定だし、…友達が阪神百貨店の担当者で知り合いで、行ってみたいと言っていたこともあって迷いなしです。



会場はヒルトン大阪の宴会場、一人一人にワインのおつまみも準備されていました。もちろんワインは飲み放題！

まずはスパークリングワインを色々試し、次に白ワイン、そして赤ワイン…と思いましたが、色々な白ワインを飲み比べているうちに結構酔っ払います…ちょっとずつも数を重ねると多くなりますもんね～もうおなかいっぱい！ということで、お楽しみ抽選会が終了したら帰ろう！ということになりました。抽選は、150 人のうち 20 人にワインが当たるというもの！残念ながら誰も当たらずでした…

しかし追加でジンをプレゼント！ということになり、見事友人に当たりました！私たち 3 人の中で唯一ジンが好きなノンちゃんにちゃんと当たるあたり、スゴいなあ～と盛り上がる私たち！
ノンちゃんは 10 月末で会社を退職したので、そのお疲れ様ご褒美なんじゃないかしら…
この後、辛いもんが食べたい！ビールが呑みたい！ということになり、2 軒目にくだしたことは言うまでもありません…



丹波篠山に行ってきました

平井 佳代子

秋といえば…前回も非日常の記事を書かせていただきましたが、食欲の秋です。元々食べることが大好きなのですが（食の内容ばかりで、お気づきの方もいらっしゃると思いますが）、秋の味覚は、私の食欲を一層加速させます。

そんな食いしん坊の私は、今回、丹波篠山へ行ってきました。丹波篠山には、黒豆枝豆・栗・山の芋・松茸・牛肉などなど、特産物が沢山あります。丹波篠山へ行こう！と思い立った日が、なんと、篠山城跡地付近で味まつり開催中とのこと。胸が高鳴ります☆実は、焼物も好きで、丹波焼の陶器を見ることもワクワクする理由のひとつです。

味まつりは、商店街からすでに盛り上がっています。通りのあちこちからいい香りがしていて、なかなか前には進みません。（食べるのに夢中で写真撮る事をすっかり忘れてしまいました…）山の芋のたっぷりかかった丹波篠山牛のどんぶり、丹波栗のソフトクリーム、黒枝豆のお菓子…しっかり堪能しました。

陶器探しにもいくつか収穫がありました。昭和初期の茶碗を購入しました。こちらは、丹波焼ではないのですが、未使用のため状態がとてもよく、レトロな模様が気に入って購入しました。こんな出会いがあるもの楽しいです。



他には、丹波篠山産のポン酢（こちらオススメです。購入して、早々に使用）



母に栗ご飯を作ってもらおうという作戦です。あと少し秋の味覚を楽しみたいと思います。

丹波焼の一輪挿し、素敵だなあと見ていて、たくさんある中から、迷いに迷って、2 つ購入。こちらもお気に入りです。



そしてそして!!
奮発して丹波栗を購入しました。こちらは、母へのお土産として。